

津市インターネット版公報

第 7 号
平成 18 年 4 月 5 日
水 曜 日

目 次

条 例

- ・ 津市行財政改革推進委員会条例
- ・ 津市特別職報酬等審議会条例
- ・ 津市の重要な公の施設等に関する条例
- ・ 津市住居表示審議会条例
- ・ 津市中心身障害児福祉年金の支給に関する条例
- ・ 津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例
- ・ 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・ 津市農業振興対策協議会条例
- ・ 津市森林整備協議会条例
- ・ 津市通学区域審議会条例
- ・ 津市生涯学習スポーツ審議会条例
- ・ 津市青少年問題協議会条例
- ・ 津市図書館協議会条例
- ・ 津市国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例
- ・ 津市国民保護協議会条例
- ・ 津市支所及び出張所設置条例一部を改正する条例
- ・ 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ・ 津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 津市農業共済条例の一部を改正する条例
- ・ 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 津市立学校設置条例の一部を改正する条例
- ・ 津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 久居市企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- ・ 白山町通園バス設置条例を廃止する条例
- ・ 津市助役定数条例
- ・ 津市介護保険条例の一部を改正する条例
- ・ 津市市税条例の一部を改正する条例
- ・ 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ・ 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

規 則

- ・ 津市榊原自然の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ・ 津市公印規則の一部を改正する規則

- ・津市助役定数条例の施行期日を定める規則
- ・津市助役事務分担規則

訓 令

- ・津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令
- ・津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
- ・津市事務専決規程の一部を改正する訓令
- ・津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令
- ・津市地域包括支援センター設置規程

告 示

- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始
- ・平成18年度麦共済に係る掛金率等
- ・津市個人情報保護条例第46条第1項の規定に基づく出資法人等の指定
- ・要保護児童対策協議会の設置に係る訂正告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・市道路線の供用開始
- ・津市と阿佐美水園競艇組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の委託の廃止
- ・津市と阿佐美水園競艇組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の受託の廃止
- ・津市とみどり市との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の委託に関する規約
- ・みどり市と津市との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の委託に関する規約
- ・議会の議決を経た予算の要領
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・財政公表

公 告

- ・犬の抑留
- ・津都市計画の変更に係る縦覧
- ・開発行為に関する工事の完了

- ・都市公園の設置及び供用開始
- ・都市公園の設置及び供用開始
- ・津都市計画公園事業の変更認可
- ・津都市計画公園事業の変更認可に係る図書の写しの縦覧
- ・安濃都市計画公園事業の変更認可
- ・安濃都市計画公園事業の変更認可に係る図書の写しの縦覧
- ・津都市計画下水道事業の変更認可
- ・津都市計画下水道事業津市単独公共下水道の変更認可に係る図書の縦覧
- ・津市森林警備計画の樹立

教委規則

- ・津市学校運営協議会規則
- ・津市教育委員会事務委託等に関する規則の一部を改正する規則
- ・津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- ・津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- ・津市立幼稚園則の一部を改正する規則
- ・津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ・就学等に関する規則の一部を改正する規則

教委告示

- ・教育委員会定例会の招集
- ・教育委員会定例会の招集

選管告示

- ・津市選挙管理委員会委員長の選挙について
- ・津市選挙管理委員会委員長の職務を代理すべき者の指定について
- ・津市農業委員会委員選挙の選挙権を有する者の2分の1の数について

公平委規則

- ・津市公平委員会規則
- ・津市公平委員会の傍聴に関する規則
- ・津市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則
- ・津市職員の不利益処分についての不服申立に関する規則
- ・津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則
- ・津市職員団体の登録に関する規則
- ・津市管理職員等の範囲を定める規則

津市行財政改革推進委員会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 267 号

津市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、津市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者及び公募による者のうちから 市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要

な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 1 8 年 3 月 2 4 日 掲 示 済)

津市特別職報酬等審議会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 268 号

津市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬等について審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、津市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額に関する条例を議会の会議に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬の額及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定によるもののほか、市長は、他の条例の定めるところにより交付される政務調査費の額に関し必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要に応じて市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議

長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、本市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

津市の重要な公の施設等に関する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 269 号

津市の重要な公の施設等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 11 号及び第 244 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決に付すべき重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要な公の施設)

第 2 条 次に掲げる公の施設を 5 年を超えて独占的に利用させる場合は、法第 96 条第 1 項第 11 号の規定により議会の議決を経なければならない。

- (1) 市民活動施設
- (2) 社会福祉施設
- (3) 保健衛生施設
- (4) ごみ処理施設
- (5) し尿処理施設
- (6) 産業振興施設
- (7) 農林水産事業施設
- (8) 市道
- (9) 都市公園
- (10) 港湾事業施設
- (11) 市営住宅
- (12) 学校施設
- (13) 社会教育施設
- (14) 運動施設
- (15) 水道事業施設
- (16) 簡易水道事業施設
- (17) 下水道事業施設

(特に重要な公の施設)

第 3 条 次に掲げる公の施設を廃止し、又は 10 年を超えて独占的に利用させる場合は、法第 244 条の 2 第 2 項の規定により議会において出席議員の 3

分の２以上の者の同意を得なければならない。

- (１) 水道事業施設
- (２) 簡易水道事業施設
- (３) 下水道事業施設

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成１８年３月２４日 揭示済)

津市住居表示審議会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 270 号

津市住居表示審議会条例

(設置)

第 1 条 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づく住居表示の円滑な実施を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、津市住居表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、住居表示に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松 田 直 久

津市条例第271号

津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、身体障害又は知的障害がある児童等の保護者に対し心身障害児童福祉年金（以下「年金」という。）を支給することにより、当該児童等の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害児」とは、本市の区域内に住所を有する3歳以上20歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当するもの（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の規定に基づき障害児福祉手当の支給を受ける者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で規則で定めるものに入所している者を除く。）をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳に記載されている障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号級別の欄の1級から3級までの者

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害者又は知的障害児と判定された者のうち知能指数が50以下の者

2 この条例において「保護者」とは、障害児の親権を行う者又は後見人等であって、当該障害児を現に保護しているものをいう。

(受給者)

第3条 年金の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、本市の区域内に住所を有する保護者のうち、市長が認定した者とする。

(受給権の喪失)

第4条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、年金の受給権を失うものとする。

(1) 保護者でなくなったとき。

(2) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(3) 障害児が死亡したとき。

(4) 障害児が障害児でなくなったとき。

(年金の支給停止)

第5条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、年金の支給を停止するものとする。

(1) 障害児の保護を怠ったとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(年金の額等)

第6条 年金の額は、障害児1人につき月額7,000円とする。

2 年金の支給の対象となる期間は、受給者に係る認定の申請をした日の属する月の翌月からその受給権を失った日の属する月までの間とする。

3 年金は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(受給者の義務)

第7条 第3条の規定により認定を受けた受給者は、年金を障害児の健全な育成と福祉のために使用しなければならない。

(年金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により年金の支給を受けたとき、又は第5条の規定により年金の支給停止をしたときは、市長は、その者に対し、支給した年金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 この条例により受ける年金の受給権は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告の要求)

第10条 市長は、受給者に対し、年金の支給に関し必要な報告を求めることができる。

(受診命令)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、保護者に対し、その保護する障害児の障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(津市心身障害児童福祉年金条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 津市心身障害児童福祉年金条例(昭和43年津市条例第11号)

(2) 久居市心身障害児童福祉年金条例(昭和50年久居市条例第6号)

(3) 芸濃町心身障害者福祉年金支給に関する条例(昭和48年芸濃町条例第3号)

(4) 美里村心身障害者福祉年金条例(昭和50年美里村条例第6号)

(5) 安濃町心身障害者福祉年金支給に関する条例(昭和51年安濃町条例第11号)

(6) 美杉村心身障害児福祉年金条例(昭和44年美杉村条例第9号)

(平成18年度における年金の支払の特例)

- 3 平成18年4月30日までに受給者に係る認定の申請をした場合における第6条第2項の規定の適用については、同項中「受給者に係る認定の申請をした日の属する月の翌月」とあるのは、「平成18年4月」とする。

- 4 平成18年度における年金の支払期月については、第6条第3項中「毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれ前月までの分を」とあるのは、「8月に4月から7月までの分を、12月に8月から11月までの分を」とする。

(平成18年3月24日 揭示済)

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 272 号

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、身体障害者及び知的障害者等で重度の障害のあるものを常時介護する者に重度心身障害者等介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「経過的福祉手当」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の規定に基づき支給される同法第 7 条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 17 条の規定による福祉手当をいう。

2 この条例において「障害者」とは、本市の区域内に住所を有する 20 歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条の規定に基づき特別障害者手当を受けている者及び経過的福祉手当を受けている者並びに身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で規則で定めるものに入所している者を除く。）をいう。

(1) 視覚障害又は上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害を有する者で、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けている身体障害者手帳に記載されている当該障害に係る障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号級別の欄の 1 級のもの

(2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所において知的障害児と判定された者を含む。）のうち知能指数が 35 以下の者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けている精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表障害等級の欄の1級の者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者で、当該要介護認定に係る要介護状態区分（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する区分をいう。）が要介護4又は要介護5であるもの
- 3 この条例において「介護者」とは、本市の区域内に住所を有する20歳以上の者で、障害者と同一の生計を営み、当該障害者に対し常時の介護を行うものをいう。
- （受給者）
- 第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、介護者で所得税が非課税である世帯に属するもののうち、市長が認定した者とする。
- （受給権の喪失）
- 第4条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手当の受給権を失うものとする。
- (1) 介護者でなくなったとき。
- (2) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 障害者が死亡したとき。
- (4) 障害者が障害者でなくなったとき。
- （手当の支給停止）
- 第5条 市長は、受給者が障害者の介護を怠っていると認めるときは、手当の支給を停止するものとする。
- （手当の額等）
- 第6条 手当の額は、障害者1人につき月額3,000円とする。
- 2 手当の支給の対象となる期間は、受給者に係る認定の申請をした日の属する月の翌月からその受給権を失った日の属する月までの間とする。
- 3 手当は、毎年度3月に当該年度分を支払う。ただし、支給すべき事由が消滅した場合においては、その支払期月でない月であっても支払うものとする。

(受給者の義務)

第7条 第3条の規定により認定を受けた受給者は、この条例の趣旨にのっとり、障害者の介護に努めなければならない。

(手当の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたとき、又は第5条の規定により手当の支給停止をしたときは、市長は、その者に対し、支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 この条例により受ける手当の受給権は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(届出)

第10条 受給者は、市長に対し、毎年9月30日までに障害者の状況を届け出なければならない。

(報告の要求)

第11条 市長は、受給者に対し、手当の支給に関し必要な報告を求めることができる。

(受診命令)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、介護者に対し、その介護する障害者の障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例（昭和49年津市条例第42号）

(2) 重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例（平成9年久居市条例第4号）

(3) 河芸町重度心身障害者介護手当の支給に関する条例（昭和50年河芸町条例第13号）

(4) 芸濃町介護手当支給に関する条例（昭和48年芸濃町条例第2号）

(5) 重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例（平成13年香良洲町条例第7号）

(6) 美杉村重度障害者等介護者に対する手当金支給条例（昭和44年美杉村条例第10号）

（平成18年度における手当の支払の特例）

- 3 平成18年4月30日までに受給者に係る認定の申請をした場合における第6条第2項の規定の適用については、同項中「受給者に係る認定の申請をした日の属する月の翌月」とあるのは、「平成18年4月」とする。

（平成18年3月24日 揭示済）

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 273 号

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成 18 年津市条例第 132 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「知的障害者福祉法」を「障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び知的障害者福祉法」に、「。以下「法」という。)及び」を「)並びに」に改める。

第 2 条中「第 4 条第 8 項」を「附則第 8 条第 1 項第 6 号」に、「知的障害者デイサービス事業」を「障害者デイサービス」に改める。

第 3 条第 2 項中「法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 15 条の 6 第 5 項」を「第 22 条第 5 項」に、「居宅受給者証」を「受給者証」に改め、同条第 2 号中「法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第 14 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 15 条の 5 第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に改め、「及びその扶養義務者(民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者をいう。)」を削り、同項第 1 号中「第 15 条の 5 第 2 項第 1 号」を「第 29 条第 3 項」に改め、「を下回らない範囲内において市長が定める基準」を削り、「法第 15 条の 6 第 8 項」を「同条第 5 項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に、「居宅生活支援費」を「介護給付費」に改め、同項第 2 号中「第 15 条の 5 第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改める。

(津市知的障害者地域生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市知的障害者地域生活援助事業所の設置及び管理に関する

条例(平成18年津市条例第133号)の一部を次のように改正する。

題名中「知的障害者地域生活援助事業所」を「知的障害者共同生活援助事業所」に改める。

第1条中「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に、「知的障害者地域生活援助事業所」を「知的障害者共同援助事業所」に改める。

第2条中「第4条第10項」を「第5条第16項」に、「知的障害者地域生活援助事業」を「共同生活援助」に改める。

第5条第1号ア中「第15条の6第5項」を「第22条第5項」に、「居宅受給者証」を「受給者証」に改め、同号イ中「法」を「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)」に改める。

第14条第1項中「第15条の5第1項」を「第29条第1項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に改め、「及びその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)」を削り、「次に掲げる額」を「同条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額(同条第5項の規定により、本市が、入居者に代わり、当該指定障害福祉サービスに係る訓練等給付費を指定管理者に支払う場合には、当該訓練等給付費の額を除く。)」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 揭示済)

津市農業振興対策協議会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 274 号

津市農業振興対策協議会条例

(設置)

第 1 条 本市の農業の振興に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、津市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業振興地域の整備計画に関すること。
- (2) 農業経営基盤強化及び農業構造改革の事業の推進に関すること。
- (3) その他農業の振興に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 農業関係団体の代表者
- (3) 農業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)